

議案第 19 号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

固定資産評価審査委員会条例（昭和 26 年条例第 30 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 5 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例(昭和26年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。